別記様式第14号（第９条関係）

川崎町指令第　　　号

奨励措置等不決定通知書

　　　住所

　　　氏名

　ようこそ川崎町へ企業立地応援条例第12条第１項の規定により　　　　年　　月　　日付けで申請のあった　　　　　　　　　　　の　交付・免除・減免　については、下記の理由により不決定としたので、同条例第12条第２項の規定により通知します。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　川崎町長　　　　　　　　　　印

記

　　不決定の理由

（教示）

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して９０日以内に、川崎町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して９０日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求することができなくなります。

２　この処分については、この処分（この処分について上記１の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、川崎町を被告として（訴訟において川崎町を代表する者は、川崎町長となります。）、仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。